



静岡市では、空き家を有効活用することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、「静岡市空き家情報バンク」を実施しています。

■静岡市空き家情報バンクとは...

静岡市が主体となって運営している空き家情報の提供の仕組みです。
不動産関係事業者から紹介を受けた売買、賃貸の物件を掲載しています。

■要件は...

- ・市街化区域に所在すること
- ・新築（完成して1年以内）ではないこと
- ・現在、居住又は使用していないこと
- ・登記されていること
- ・不動産関係事業者が所有又は管理するもの
- ・建築基準法その他法令に適合していること

■申請に必要な書類は...

- ・申請書（静岡市HPに掲載）
- ・空き家の位置図、間取図、写真
- ・不動産広告
- ・土地、建物の全部事項証明書
- ・不動産の媒介契約書

郵送・メール
OK

■メリットは...

(1) 登録無料、全国から閲覧されています。

【令和4年3月31日までの実績】

- ・延べ登録数96件（売買90件、賃貸6件）、成約件数65件（売買62件、賃貸3件）

(2) 成約率が向上する仕組みがあります。

空き家情報バンクに登録された物件を購入した方に対して、空き家改修の補助対象経費の3分の1を補助します。改修補助があることから、売買の成約率が向上します。

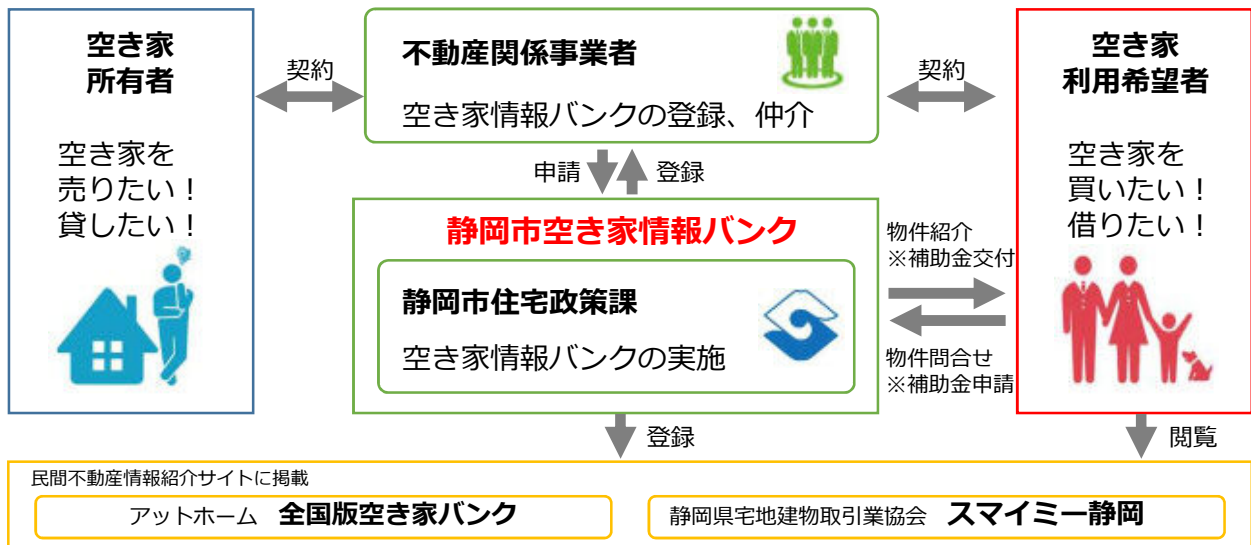
【補助金の上限額】

- ・県外からの移住者、小学生以下の子どもがいる子育て世帯 100万円
- ・静岡市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に居住しようとする者 80万円
- ・上記以外 70万円

【令和4年3月31日までの実績】

- ・延べ交付件数 20件（移住者2件、子育て世帯4件）

■空き家情報バンクの活用イメージ図



■問合せ

静岡市役所 住宅政策課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1192

ホームページ https://www.city.shizuoka.jp/412_000031.html

メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp